

「介護予防・日常生活支援総合事業」内容説明書・重要事項説明書

当事業所はご利用者に対して指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容・利用上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。

《サービス内容説明書》

1. サービス概要

- ・健康チェック : ご利用者のバイタルチェックと健康相談を行います。
- ・食 事 : 栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
食事時間 12時00分～13時00分
(食事時間が前後する場合がありますのでご承知下さい)
- ・入 浴 : 入浴またはシャワー浴を行います。
- ・排 泄 : ご利用者の排泄の介助を行います。
- ・機能訓練 : 日常生活の自立を目指して日常動作訓練を行います。
- ・口腔機能向上 : 口腔ケアをきちんと行うことで、気持ちよく食事をして頂くよう訓練を行います。
- ・レクリエーション : 制作活動、ゲームなどを通してご利用者同士の人間関係をスムーズに活性化していきます。

2. ご利用者負担金(1回当たり)

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金をお支払下さい。

利用料金は次ページの料金表の通りとなります。(ご参照下さい)

尚、入浴をご希望される方は入浴料として1回当たり400円を別途頂きます。(昼食費は別途)

3. 利用料・その他の費用の支払方法(領収書発行)は以下の方法から選択して下さい。

- 1) 利用日毎に持参します。
- 2) 利用料金を一括し翌月27日に口座引き落としと致します。

1. 職員の配置状況

- ・事業所長 1名（介護職兼務）
- ・生活相談員 2名（常勤2名1名は介護職兼務）
- ・看護職員 2名（常勤1名、非常勤1名）
- ・機能訓練指導員 2名（常勤1名、非常勤1名）
- ・介護職員 6名（常勤4名、非常勤2名）

2. サービス提供への苦情の受付

当事業所におけるサービス提供に係わる相談や苦情は、以下の専用窓口で受付けます。

- 幸せ物語薬院 お客様相談窓口 施設長 進藤 保之助
受付時間 毎週月曜日～土曜日 午前8時45分～午後5時45分
連絡先 092-525-7215

- 中央区 保健福祉センター 福祉・介護保険課 (092)718-1102 (直通)
- 博多区 保健福祉センター 福祉・介護保険課 (092)419-1081 (直通)
- 東 区 保健福祉センター 福祉・介護保険課 (092)645-1069 (直通)
- 南 区 保健福祉センター 福祉・介護保険課 (092)559-5125 (直通)
- 城南区 保健福祉センター 福祉・介護保険課 (092)833-4105 (直通)
- 早良区 保健福祉センター 福祉・介護保険課 (092)833-4355 (直通)
- 西 区 保健福祉センター 福祉・介護保険課 (092)895-7066 (直通)

福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課 (092)642-7859 (直通)

3. ご利用の中止、変更、(追加サービスの変更等)

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、利用の中止、変更もしくは新たな利用を追加することができます。また天候等の条件で事業者からの中止、変更もあります。当日になって利用の中止を申し出された場合、取消料として自己負担料金をお支払い頂く場合もあります。ただしご利用者の体調不良等正当な理由がある場合は除きます。

4. 従業員の禁止行為

従業員は、サービスの提供に当たって、次に該当する行為は行いません。

- ・ 医療行為。（緊急の止むを得ない場合は除きます）
 - ・ ご利用者様またはご家族様からの金銭、通帳、証書および書類などの預かり、それらおよび物品、飲食などの授受。
 - ・ 身体拘束やご利用者様の行動を制限する行為。
- (当該利用者又は他の利用者等の生命・身体を保護する為に緊急やむを得ない場合を除き)
- ・ ご利用者様およびご家族様などに対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為。

※ ご利用に際しての注意事項

- ・ ご利用料金以外の現金の持ち込みはお断わりいたします。
- ・ 飲食物のお持込はお断わりいたします。
- ・ 持ち物(下着・タオル・杖など)にはお名前をご記入頂きます。
- ・ 他のご利用者様のご迷惑となる行為はお断りいたします。
迷惑行為が著しい場合は通所をお断りする場合があります。

5. サービス提供への苦情の受付

当事業所におけるサービス提供に係わる相談や苦情は、以下の専用窓口で受け付けます。

○幸せ物語薬院 お客様相談窓口 施設長 進藤 保之助
受付時間 毎週月曜日～土曜日 午前8時45分～午後5時45分
連絡先 092-525-7215

○東 区 保健福祉センター 福祉・介護保険課 (092)645-1069 (直 通)
○博多区 保健福祉センター 福祉・介護保険課 (092)419-1081 (直 通)
○中央区 保健福祉センター 福祉・介護保険課 (092)718-1102 (直 通)
○南 区 保健福祉センター 福祉・介護保険課 (092)559-5125 (直 通)
○城南区 保健福祉センター 福祉・介護保険課 (092)833-4105 (直 通)
○早良区 保健福祉センター 福祉・介護保険課 (092)833-4355 (直 通)
○西 区 保健福祉センター 福祉・介護保険課 (092)895-7066 (直 通)

福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課 (092)642-7859 (直 通)

6. ご利用の中止、変更、(追加サービスの変更等)

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、利用の中止、変更もしくは新たな利用を追加することができます。尚、悪天候等の条件で事業者からの中止、変更もあります。又、前日15時までに休みの連絡が無い場合はお弁当の取り消しが出来ませんのでキャンセル料650円が発生します。予めご了承ください。

7. 従業員の禁止行為

従業員は、サービスの提供に当たって、次に該当する行為は行いません。

- ・ 医療行為。(緊急の止むを得ない場合は除きます)
- ・ ご利用者様またはご家族様からの金銭、通帳、証書および書類などの預かり、それらおよび物品、飲食などの授受。
- ・ 飲酒、喫煙および飲食。
- ・ 身体拘束やご利用者様の行動を制限する行為。
- ・ ご利用者様およびご家族様などに対して行う宗教活動、政治活動、営利活動その他の迷惑行為。

8. ご利用に際しての注意事項

- ・ ご利用料金以外の現金の持ち込みはお断わりいたします。
- ・ 飲食物のお持込はお断わりいたします。
- ・ 持ち物(下着・タオル・杖など)にはお名前をご記入頂きます。
- ・ 他のご利用者様のご迷惑となる行為はお断りいたします。
迷惑行為が著しい場合は通所をお断りします。

9. 損害賠償

事業者は、サービスの実施に伴って自己の責任に帰すべき事由によりご利用者様に生じた損害について賠償を含め協議いたします。

10. 虐待防止のための措置

事業所は虐待の発生又は再発を防止する為次に掲げる措置を講じるものとする。

- ①虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について、従事者に周知徹底を図る。
- ②虐待防止の為の指針を整備する。
- ③従事者に対し虐待防止の為の研修を定期的実施する。

11. 個人情報の取扱い

業務上知り得たご利用者様やご家族様の情報は、ご利用者様のサービス向上に資するケース会議での利用の以外には、正当の理由なく第三者に遺漏しません。この個人情報は、個人情報保護規定により、厳重に管理いたします。ご利用者様にサービス提供時において症状に急変が生じた場合又は、その他必要となる場合には別途措置を講じるものとします。

12. 業務継続

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護の提供を継続的に実施するための非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ②従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。その運営に当っては地域住民又はその自発的な活動などとの連携及び協力を行うなど地域との交流に努めるものとする。

13. 非常災害対策

- ①災害対策に関する担当者を置き非常災害対策に関する取り組みを行います。
- ②非常災害に関する具体的計画を立て非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に周知する。
- ③年2回、避難・救出その他必要な訓練を行います。又、訓練の際は地域住民との連携に努めます。

介護予防型通所サービス利用料金表（令和6年11月分～）

1割負担

費 目 名		要支援1	要支援2
予防通所介護	単位数	1,798	3,621
科学的介護推進体制加算	単位数	40	40
合計単位数		1,838	3,661
サービス提供体制加算 I	単位数	88	176

費用総額	(a) 100%	21,978円	43,786円
処遇改善加算 I		1,852円	3,689円

保険給付額	(b) 90%	19,781円	39,407円
処遇改善加算 I		1,666円	3,320円

① 自己負担金(1割)	1ヶ月	2,198円	4,379円
② 食事代	1食	650円	650円
③ 入浴	1回	400円	400円

※ 1ヶ月の利用料金 = ①自己負担金+②食事代+③入浴料

- 1、上記利用料金以外にも、レクリエーション材料費、コピー代金他、日常生活用品購入代金等について、ご利用者さまにご負担していただく場合があります。
- 2、リハビリパンツ(紙オムツ)1枚100円、補助パット1枚50円、マスク1枚30円
必要に応じ使用された場合は、(介護保険適用外)を頂きます。
- 3、食事代にはおやつ・飲み物代も含まれます。

介護予防型通所サービス利用料金表（令和6年11月分～）

（口腔機能向上サービス実施の場合）1割負担

費目名		要支援1	要支援2
予防通所介護	単位数	1,798	3,621
科学的介護推進体制加算	単位数	40	40
口腔機能向上加算 I	単位数	150	150
合計単位数		1,988	3,811
サービス提供体制加算 I	単位数	88	176

費用総額		23,690円	45,497円
	(a) 100%		
処遇改善加算 I		1,996円	3,833円

保険給付額		21,321円	40,948円
	(b) 90%		
処遇改善加算 I		1,796円	3,450円

①	自己負担金(1割)	1ヶ月	2,369円	4,550円
②	食事代	1食	650円	650円
③	入浴	1回	400円	400円

※ 1ヶ月の利用料金 = ①自己負担金 + ②食事代 + ③入浴料

- 1、上記利用料金以外にも、レクリエーション材料費、コピー代金他、日常生活用品購入代金等について、ご利用者さまにご負担していただく場合があります。
- 2、リハビリパンツ(紙オムツ)1枚100円、補助パット1枚50円、マスク1枚30円
必要に応じ使用された場合は、(介護保険適用外)を頂きます。
- 3 食事代にはおやつ・飲み物代も含まれます。